



ちがいを
ちからに
変える街。



『きれいなまち渋谷をみんなで作る条例』の一部改正

～ポイ捨て過料、ごみ箱設置義務化～

渋谷区 環境政策部 環境整備課 きれいなまちづくり係

令和8年8月7日更新版

条例改正までの経緯

渋谷区は、平成9年に「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」（以下「条例」という。）を制定し、「自分のごみは、自分で持ち帰ること」を基本として、ポイ捨て禁止の啓発活動を行ってきました。また、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる。」という理念の下、区民をはじめ、各地区の美化推進委員会、事業者、ボランティア等が一体となり、街の環境美化を保ってきました。

しかしながら、コロナ禍後に来街者が増加し、繁華街を中心にポイ捨てごみが急増しました。そのため、従来の美化・啓発活動のみでは、美しく健全な環境を維持できなくなってきたのが現状です。

これまでも、条例に基づき、渋谷区の巡回員によるポイ捨て者への指導や、事業者への回収容器設置等の協力依頼をしてきましたが、実効性に課題があり、十分な効果を発揮することができませんでした。

こうした状況を踏まえ、ポイ捨てごみ対策を抜本的に見直すこととし、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の一部改正を行うこととしました。

本改正案は、昨年12月に渋谷区議会にてご審議いただき、全会一致にて可決しました。今後は、新たなルールのもと、ポイ捨てごみの無いきれいなまち渋谷を目指します。



費用負担に関する渋谷区の考え

渋谷区の人口は約24万人ですが、**昼間人口はその2倍以上**といわれています。特に、コロナ禍後は、国内外問わず、多くの来街者が渋谷の街を訪れ、賑わいを生んでいます。

その一方で、渋谷区は**歳入の多くを住民税が占める基礎自治体**であり、法人税収入がないという特別区固有の事情を抱えています。

※ 都区財政調整制度のもと、他の市町村と異なり、**事業者が自治体に支払う主な税（固定資産税・法人事業税・法人住民税等）は都税として東京都が徴収**しています。

そのため、渋谷区が公共ごみ箱を設置するなど、**来街者から発生したごみ処理費用**を負担することとは、結果的に住民税を納めている**渋谷区民がこれを大きく負担**することになります。

こうした事情から、今回の条例改正においては、事業者の責務として、**「販売した商品から生じるごみは、販売した店舗が責任を持って処理することが望ましい。」**という考えの下、特定店舗や自動販売機へのごみ箱設置を義務化し、設置義務に応じない場合には、過料を科すことで、**制度の実効性を確保**することとしました。

また、購入者には、「自分のごみは自分で持ち帰ること」とともに、**「買った店舗のごみ箱に捨てること」**も併せて、普及啓発していくことで、ポイ捨て行為の抑止を図る方針を定めました。

最後に、**ごみ箱がないことを理由にポイ捨て行為を許容することはできません**。渋谷区に訪れる全ての方に街のルールを守っていただくため、ポイ捨て者への過料処分など、厳しく対応してまいります。誰もが快適に過ごせる街にいくため、皆様の御協力をよろしくお願いします。



公共ごみ箱の設置について

公共ごみ箱の設置は、ポイ捨て防止に資する有効な手段であると考える一方で、費用面において渋谷区民に大きく負担をかけない形での設置を前提として、これまでさまざまな検討を重ねてまいりました。

こうした中で、宿泊税を原資とする東京都の新たな補助事業が示されました。これを受けて、補助事業を活用することが渋谷区にとって将来負担を抑える大きな契機と捉え、インフラ投資を前倒しすべきタイミングとの考えに至りました。

今後、渋谷区が主体となり当該補助金を積極的に活用し、特に人流が集中し、ポイ捨て対策の強化が求められる渋谷駅周辺に公共ごみ箱を設置するため、商店街等の関係事業者と連携・調整を図りながら、令和8年度内の実現に向けて、具体的な取り組みを進めます。

また併せて、長期的には商店街等と協力した広告収益による自律的な運営も視野に入れて、検討を進めてまいります。

引き続き、様々な方策を検討・実施しながら、渋谷のきれいなまちづくりの推進に取り組んでまいります。



提供：株式会社フォーステック

「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の改正概要

令和8年4月1日施行（過料適用6月1日～）

ポイ捨て者への過料処分

エリア：区内全域

内容：ごみのポイ捨て禁止

罰則：過料2千円



詳しくはこちら
[渋谷区ポイ捨て禁止ルール](#)
(渋谷区ポータル)

自動販売機への回収容器設置

エリア：区内全域

業態：飲食料を販売する自動販売機

内容：回収容器の設置義務、適正管理

罰則：勧告・命令・公表・過料（5万円）



詳しくはこちら
[自動販売機への回収容器設置ルール](#)
(渋谷区ポータル)

特定店舗へのごみ箱設置

区域：渋谷エリア 渋谷1丁目～3丁目、神南1丁目、宇田川町、道玄坂1丁目・2丁目、円山町、桜丘町

原宿エリア 神宮前1丁目～6丁目

恵比寿エリア 恵比寿1丁目・4丁目、恵比寿西1丁目・2丁目、恵比寿南1丁目～3丁目、東3丁目、広尾1丁目

業態：飲食料販売事業者 例：コンビニ、スーパー、カフェ、ファーストフード、キッチンカー、路面店（クレープ・ケバブ・タピオカ）など

内容：ごみ箱の設置義務、適正管理

罰則：勧告・命令・公表・過料（5万円）



詳しくはこちら
[渋谷区ごみ箱ルール](#)
(渋谷区ポータル)

実施中の取り組み（広報）

【ポイ捨て者対策】

- 新たなルールについて、**区民、来街者、事業者等に広く周知**するため、**わかりやすいコピーやビジュアル**を用いて、大規模な広報活動を実施（令和8年4月～）
- 訪日外国人向けに、**多言語（英語・中国語・韓国語）での広報活動**も併せて実施（令和8年4月～）

【特定店舗・自動販売機へのごみ箱設置】

- **巡回員による対象店舗への個別説明・調査**を実施（令和8年4月～）
- **自動販売機関連業者への説明・巡回員による調査**を実施（令和8年4月～）



憲章ボード（渋谷駅前）



商店街フラッグ（公園通り）



横断幕（渋谷センター街）



壁面ボード（渋谷駅東口）



屋外ビジョン（渋谷スクランブルスクエア）

実施中の取り組み（巡回）

【ポイ捨て者対策】

- **1日当たり最大60名の巡回員が24時間365日**、区内全域を巡回し、過料徴収等を実施（令和8年6月1日～）
- 路上喫煙者への過料徴収を行っていた巡回員が、**ポイ捨て者への過料徴収**を兼務。これまでのノウハウを活用し、**改正条例の実効性を確保**
- 過料の支払いは**キャッシュレス決済（クレジットカード、交通系IC、二次元コード）にも対応**（令和8年6月1日～）



ポイ捨て者に対する過料処分件数は、
➤ **開始後、2か月間で約500件**
（令和8年6月1日から7月31日まで）



➤ **インバウンド含む来街者への多言語対応**
（多言語対応可能な巡回員を15名以上配備）
（英語・中国語・韓国語）

実施中の取り組み（店舗等調査）

【特定店舗・自動販売機への回収容器設置】

- 巡回員が毎日、**対象店舗・自動販売機の回収容器設置状況を確認**（令和8年4月～）
- 条例違反（未設置・不適切管理）を現認した場合、事業者に対して勧告等を実施（令和8年6月～）
（注）改善しない場合、命令・公表・過料処分を段階的に実施

条例の説明・ごみ箱設置状況調査の様子（下記撮影店舗は、条例に基づき、適切にごみ箱を設置している事業者様）
7月時点で、1,200店舗以上を調査し、未設置店舗への指導等を実施中



撮影協力：「machi machi 原宿店」



撮影協力：「CAFE & DINER TEDDY'S BIGGER BURGERS」

(補足) 渋谷区ポイ捨て対策の全体像

渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト（令和8年4月～）

ポイ捨てさせない



① ポイ捨て者への過料処分

- ✓ 令和8年6月からポイ捨て者に対する過料処分を開始。
- ✓ 1日当たり最大60名の巡回員が24時間365日、区内全域を巡回し、違反者を現認した場合、2,000円の過料処分

ごみ箱を増やす



② 特定店舗へのごみ箱設置義務化

- ✓ 令和8年4月から特定店舗にごみ箱設置を義務化
- ✓ 違反した場合は罰則（勧告・命令・公表・過料）

③ 自販機への回収容器設置義務化

- ✓ 自動販売機への回収容器設置を義務化
- ✓ 違反した場合は罰則（勧告・命令・公表・過料）

④ 公共ごみ箱の設置

- ✓ 令和8年度内に渋谷駅周辺へ公共ごみ箱を設置

知ってもらう



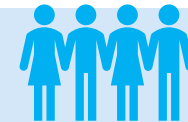
⑤ きれまち広報パッケージ

- ✓ 民間事業者と連携し、インバウンドを含めた世界中への認知拡大を図る。

⑥ 巡回員による多言語啓発

- ✓ 外国人観光客を中心に、巡回員による多言語（英語・中国語・韓国語等）での啓発を実施

ごみを拾う



⑦ ボランティアへの支援

- ✓ 年間7,000人以上に清掃用具を貸し出し支援
- ✓ アニメやスポーツチームと連携したごみ拾いイベント開催

⑧ 美化推進委員会への支援（地域の力）

- ✓ 地域での美化活動を先導する10の美化委員会を支援

⑨ 巡回員によるポイ捨てごみ回収

- ✓ 巡回員が区内全域を巡回し、その場でポイ捨てごみを回収
- ✓ “ごみがごみを呼ぶ” 前に早期に回収

効果を検証する



⑩ 定量調査

- ✓ ポイ捨てごみ量、ごみ箱設置率、ごみ発生源等

⑪ 定性調査

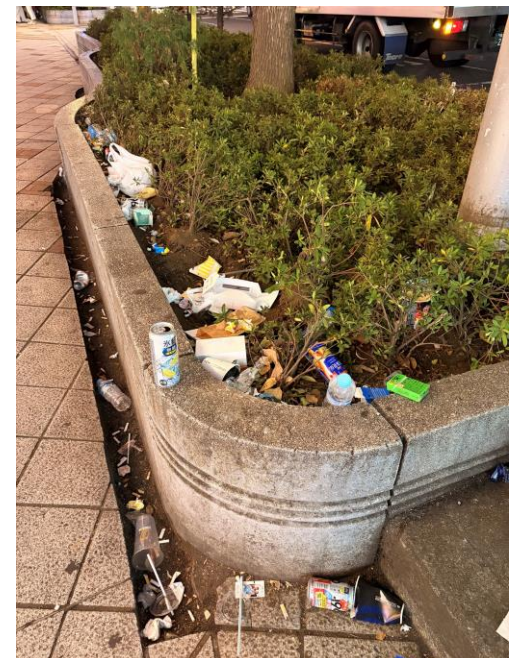
- ✓ 区民意識調査、アンケート調査



ポイ捨てごみの無い“世界に誇れるきれいなまち渋谷”を実現する

參考資料

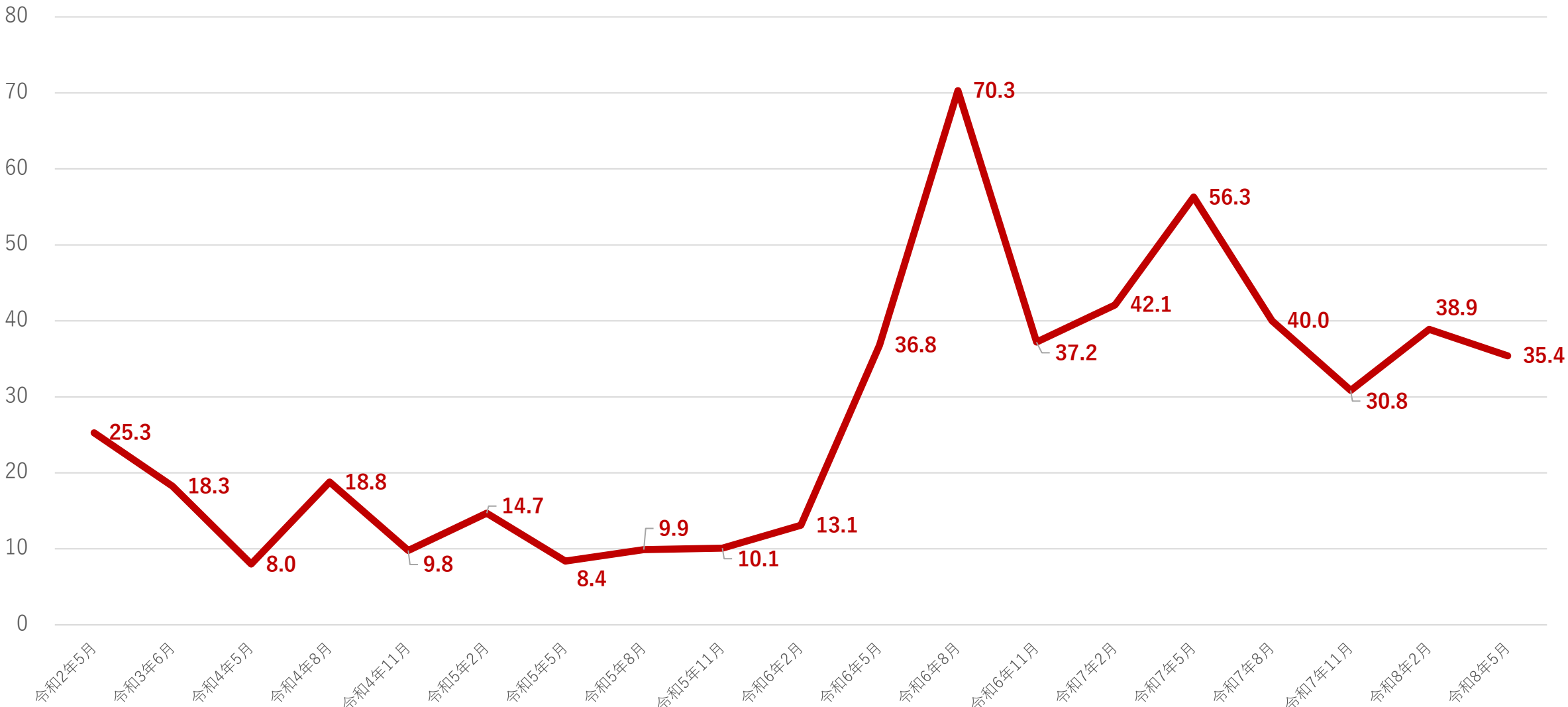
ポイ捨てごみに関する基礎資料（１）



ポイ捨てごみに関する基礎資料（2）

①ポイ捨てごみ量調査

調査概要：特定エリアの歩道上において、100mあたり何個のポイ捨てごみが落ちているかを計測



ポイ捨てごみに関する基礎資料（3）

No.	内容	調査結果	（調査方法）
①	ポイ捨てごみ量調査（エリア別）	特定エリアの歩道上における100mあたりのポイ捨てごみの個数は、 渋谷駅周辺 271個 原宿駅周辺 74個 恵比寿駅周辺 64個 代々木駅周辺 43個 甲州街道 23個	- 調査範囲において、徒歩で歩道を撮影し、画像解析によりポイ捨てごみの平均個数を計測。 - 調査場所：渋谷駅周辺（5.5km）、原宿駅周辺（4.2km）、恵比寿駅周辺（1.5km）、代々木駅周辺（2.8km）、甲州街道（4.5km）の5エリア - 調査日：令和7年5月26日 
②	ポイ捨てごみ販売元調査	販売元が特定できたポイ捨てごみの構成比は、 コンビニ 63% カフェ 12% 飲み物持ち帰り 8% ファーストフード 6%	- 渋谷駅周辺でポイ捨てごみを回収し、商品ラベル等を目視で確認。回収した全1,075個のごみのうち、販売元が特定できた383個の結果を示す。 - 調査期間：令和7年6月22日～6月24日 - 本調査で得られたごみの構成比は、渋谷駅周辺のポイ捨てごみ全体の構成を直接的に示すものではない。 
③	店舗ごみ箱設置率調査	ごみ箱設置率 68% コンビニ（設置率78%、調査店舗数100）、カフェ（80%、46）、ファーストフード（97%、30） ケバブ（20%、10）、飲み物持ち帰り（47%、19）、キッチンカー（50%、4） など	- 渋谷区内全域の飲食料販売店舗のごみ箱設置状況を調査した結果を左記に示す。 - 対象店舗数：合計約300店舗 - 調査期間：令和7年2月4日～7月15日 
④	アンケート調査	ポイ捨て者は、 区民以外 92% 渋谷区民 8% 外国人 52% 日本人 48%	- 渋谷駅周辺においてごみのポイ捨てを行った者を対象にアンケート調査を実施。 - 合計20時間で42名の違反者を確認。うち、27名から回答を得た結果を左記に示す - 調査期間：令和7年7月4日～7月8日 
⑤	巡回員による指導件数	ポイ捨て者への指導件数は、 345件／月 （うち、日本人68%／外国人32%）	- 渋谷区内全域を巡回している喫煙ルール啓発員によるポイ捨て者への指導件数の実績を左記に示す。 - 国籍は、本人申告等に基づく。 - 集計期間：令和7年4月1日～令和7年11月30日 

（資料）No.①～④：渋谷区「令和7年度ポイ捨てごみ実態把握調査報告書」より作成 / No.⑤：「喫煙ルール啓発員業務委託報告書」より作成

Ver.	更新内容
初版	
令和7年12月25日更新版	一部写真を変更しました。(p2・p4) 軽微な文言変更を行いました。(p3・p5・p8) ※ 初版において掲載した一部写真について、不適切な点がございました。撮影者の方には大変ご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳ございませんでした。
令和8年3月12日更新版	「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則」の一部改正に伴い、(予定)等の文言を削除しました。(p3) 「今後の取り組み」の内容を追記しました。(p4,5) 全体のデザイン・構成を編集しました。(全体)
令和8年6月1日更新版	取組の進捗を踏まえ、内容を更新しました。(p4,5,6) 全体のデザイン・構成を編集しました。(全体)
令和8年7月1日更新版	「実施中の取り組み(巡回)」に【ポイ捨て者への過料処分実績】を追加しました。(p5) 「(補足)公共ごみ箱の設置について」を新規ページ追加しました。(p8) 全体のデザイン・文言を一部編集しました。(全体)
令和8年8月7日更新版	「条例改正までの経緯」の文章をわかりやすい表現に更新しました。(p2) 「費用負担に関する渋谷区の考え」の文章をわかりやすい表現に更新しました。(p3) ポイ捨て者への過料処分件数を更新しました。(p7) 「ポイ捨てごみ量調査」のデータを最新版(令和8年5月データの追加)に更新しました。(p13) 全体のデザイン・文言・写真を一部編集・更新しました。(全体)